

稻城市木造住宅耐震改修助成要綱

平成 26 年 3 月 24 日

市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、稻城市耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を行う稻城市内（以下「市内」という。）の木造住宅の所有者に対してその費用の一部を助成することにより、木造住宅の耐震化の促進を図り、もって市民の生命及び財産を守るとともに、災害に強い安全で安心なまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 稲城市木造住宅耐震診断助成要綱（平成17年4月19日市長決裁。以下「耐震診断助成要綱」という。）に基づき行われた耐震診断をいう。
- (2) 診断機関 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士事務所
 - イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成18年9月1日18都巿建企第68号）に基づく耐震診断事務所として登録を受けた建築士事務所
 - ウ 市内にその営業の本拠を置く事業所に所属する者のうち、一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震に関する講習を修了した者（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士に限る。）
- (3) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修、修繕又は補強をいう。
- (4) 施工業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を得て建設業を営む者をいう。
- (5) 評点 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会出版）に基づく一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点をいう。

(助成対象住宅)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、耐震診断助成要綱に基づく助成金の交付対象となった住宅又は診断機関の耐震診断を実施した市内に存する民間の木造住宅又は木造共同住宅であって、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの（昭和56年6月1日以降に建築されたものであって、同年5月31日以前に建築確認を取得したものを含む。）であり、現に居住している住宅であること。
- (2) 1つの建築物を複数の用途として使用している場合は、当該建築物の延べ面積の過半が住宅の用途に供されているものであること。
- (3) 耐震診断の結果、倒壊する可能性があると診断された住宅で、耐震改修後の評点が1.0以上となること。
- (4) 耐震改修の内容が、耐震診断の結果に則しているものであること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 現に助成対象住宅の所有権を有すること。ただし、助成対象住宅が共有物である場合は、共有者の全員の合意に基づく代表権を有することとする。
- (2) 助成対象住宅の所有者（助成対象住宅が共有物である場合は、共有者の全員）及び助成対象住宅に居住している者の全員（共同住宅に居住する占有者を除く。）が市税を滞納していないこと。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、耐震改修に要した費用（消費税及び地方消費税に係る部分を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は1,000,000円のいずれか低い方の額とする。ただし、当該所有者に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項に規定する所得税額の特別控除が適用される場合（改修後の評点が1.0以上のものに限る。）は、あらかじめ、耐震改修に要した費用から当該特別控除の額を差し引くものとする。

- 2 助成金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。

3 助成金の交付は、助成対象住宅1棟に対し、1回限りとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、当該助成に係る耐震改修を実施する前に、稲城市木造住宅耐震改修助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震改修工事費用の見積書の写し
 - (2) 助成対象住宅であることが確認できる書類及び図面（案内図、平面図等）
 - (3) 助成対象者であることが確認できる書類
 - (4) 助成対象住宅が共有物である場合にあっては、耐震改修工事に係る共有者全員の合意を示す書面
 - (5) 施工業者の建築業許可証の写し
 - (6) 耐震診断を行った者が、第2条第2号に規定する診断機関であることを証する書類の写し
 - (7) 第2条第2号に規定する診断機関による耐震診断の結果報告書の写し
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第2号及び第3号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 3 第1項の申請をする者は、耐震改修を実施する施工業者に交付決定後の助成金に係る請求及び受領に関する権限を委任することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することと決定したときは稲城市木造住宅耐震改修助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付しないことと決定したときは稲城市木造住宅耐震改修助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨をそれぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(耐震改修の変更又は中止)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、当該決定に係る耐震改修の内容を変更し、又は中止しようとするときは、稲城市木造住宅耐震改修助成金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受

けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更又は中止を承認したときは、稲城市木造住宅耐震改修助成金変更等承認通知書（様式第5号）により、その旨を助成金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 第7条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、耐震改修の完了後、速やかに稲城市木造住宅耐震改修助成事業完了報告書（様式第6号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の契約書又はこれに代わる書類の写し
- (2) 耐震改修工事費用の明細書の写し
- (3) 耐震改修工事費用の領収書の写し
- (4) 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後の写真並びに案内図
- (5) 診断機関が発行する工事後の評価が確認できる書類
- (6) 建築確認を要した耐震改修工事については、その検査済証の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、当該完了報告書を審査して助成金の額を確定し、稲城市木造住宅耐震改修助成金交付額確定通知書（様式第7号）により、当該報告をした者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第11条 前条の規定により助成金の交付額確定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、稲城市木造住宅耐震改修助成金交付請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第6条第3項の規定による委任があったときは、前項の請求書の提出は、当該委任を受けた施工業者が行うものとする。

3 市長は、第1項又は前項の請求書が提出された場合は、当該交付対象者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、第7条の規定により助成金の交付決定を受けた者が次の各号のい

ずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は額の確定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、稲城市木造住宅耐震改修助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該取消しの決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、当該取消しの決定を受けた者に対し、直ちに当該助成金の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成26年3月24日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。